

令和6年4月1日から利用者の費用負担軽減と給付費適正化を図るため、「要支援度ごとの算定方法」から「実際の利用回数に応じた算定方法」に変わります!

1 訪問型サービス(指定事業者によるサービス)単価等

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス
単価設定の単位/地域単価	1月あたり/1単位=10円
単位数	①要支援1·2、事業対象者 週1回程度 1,176単位 ②要支援1·2、事業対象者 週2回程度 2,349単位 ③要支援2、事業対象者 週2回程度を超える利用 3,727単位 ※事業対象者の方は要支援1の方と同等とみなすため、原則週1回から2回程度の利用となります。

2 通所型サービス(指定事業者によるサービス)単価等

サービス種別	介護予防通所介護相当サービス
単価設定の単位/地域単価	1月あたり/1単位=10円
単位数	①要支援1、事業対象者 週1回程度 1,798単位 ②要支援2 週1回程度 1,798単位(令和6年4月~) ③要支援2、事業対象者 週2回程度 3,621単位 ※事業対象者の方は要支援1の方と同等とみなすため、原則週1回程度の利用となります。

「実際の利用回数に応じた算定方法について」

- ・訪問型サービス、通所型サービスを週2回程度の利用の方で、月の実績が4回以下の利用 ⇒ 週1回程度の算定
- ・訪問型サービスを週2回程度を超える利用の方で、月の実績が5回から8回以下の利用 ⇒ 週2回程度の算定
- ・訪問型サービスを週2回程度を超える利用の方で、月の実績が4回以下の利用 ⇒ 週1回程度の算定